

第 6662 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 14日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 免税事業者から課税事業者になった場合

Q：当社は、次の期に消費税の免税事業者から課税事業者になります。注意する点がありますか？

A：当期末の在庫に係る消費税額が来期の仕入税額控除の対象になります。

【解説】

消費税では、免税事業者が新たに課税事業者となる場合に、課税事業者となる日の前日において所有する棚卸資産のうち、納税義務が免除されていた期間において仕入れた棚卸資産がある場合は、その棚卸資産に係る消費税額を、課税事業者になった課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなして仕入税額控除の対象とすることとされています。

この対象となる棚卸資産は、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵中の消耗品等で、現に所有しているものです。

仕入税額控除の対象とすることができる棚卸資産の消費税額の計算は、その棚卸資産の取得費用の額に110分の7.8(軽減税率の適用対象となる棚卸資産については108分の6.24)を掛けた金額(平成26年4月1日以降令和元年10月1日前に仕入れた棚卸資産を有している場合は108分の6.3)です。

この適用を受けるためには、その対象となる棚卸資産の明細を記載した書類をその作成した日の属する課税期間の末日の翌日から2ヵ月を経過した日から7年間保存しなければなりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】